

19歳以上23歳未満の方を扶養認定する際の 収入要件が変わりました

令和7年度税制改正において、現在の人手不足の状況等を考慮して、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことに伴い、被扶養者の認定基準が変更されました。

令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の被扶養者（配偶者を除きます。）に係る収入基準額は、年間150万円（月額125,000円）未満になりました。

※配偶者の基準額は、19歳以上23歳未満であっても従来どおりの130万円（月額108,334円）未満です。

※12月31日時点の年齢で判断します。

1月1日生まれの方は、12月31日に年齢が加算されます。

日付	12月31日	1月1日	12月31日								
基準収入年額	130万円		150万円		150万円		150万円		150万円		130万円
年齢	~18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳~					

年収の壁・支援強化パッケージの恒久化について

令和5年10月1日から当面の間適用することとされていた年収の壁・支援強化パッケージについて、恒久的に適用することとなりました。

なお、取扱いに変更はないため、令和6年・令和7年の被扶養者資格継続調査において収入の壁を適用している場合、令和8年調査において年収の壁を適用することはできませんのでご注意ください。

(例) 被扶養者の範囲内で働く予定(月収10万円)であったが、残業により収入増になった場合

